

新型コロナウイルス感染症

～ 緊急事態宣言（4回目）の発令について～

政府は、東京都に対し、明日から8月22日までを期間とする4度目の緊急事態宣言を8日、発令しました。

首都圏の感染者数は、全国の感染者数の3分の2の割合を占めています。また、感染性が高い変異株である「デルタ株」の影響により、さらに急激な感染拡大の危険性が高まっています。これから迎える4連休や夏休みなどで県境を超えるような移動が活発となり、さらなる感染拡大や各地への波及が強く懸念されています。

医療資源の脆弱な本村での感染を何としても防ぐためには、人の流れを抑える必要があります。村民の皆さまには不要不急の上京は自粛していただくようお願いいたします。万が一、上京され島外に滞在される際にも、人との接触を最低限に抑えるなど、十分な感染症対策を行ってください。

また、島外の方へは三宅島への不要不急の来島は自粛をお願いすることとしました。連休中や夏休みなどにご家族やご友人で三宅島への帰省などを楽しみにされている方もおられるかと思いますが、新型コロナウイルス感染症が沈静化した後、ぜひゆっくりとご来島いただくよう今は自粛をお願いいたします。

村民の皆さまには、今までも長い間、感染拡大防止対策に努力を重ねていただいてまいりました。長く険しい道ではありますが、ひとりひとりの行動が命を守る、大切な人を守る、社会を守ることに繋がります。

対策本部も引き続き関係機関と連携し、村民の皆さまの命と暮らしをお守りし、経済再生の実現に努めてまいります。長い間、大変なご不便をおかけしておりますが、引き続きご理解とご協力の程、よろしくをお願いいたします。

この難局をともに乗り越えてまいりましょう。

1 外出自粛等のお願い

【住民の皆さまへ】

日中も含めた不要不急の外出自粛、特に20時以降の不要不急の外出自粛に加え、島外への移動（不要不急の帰省・旅行など都道府県間の移動や感染が拡大している地域への不要不急の移動）につきましてもこれまで以上の自粛をお願いします。

【来島される皆さまへ】

不要不急の来島の自粛をお願いします。なお、不要不急以外で来島される場合は、三宅島観光協会が定めた「ガイドライン」の遵守をお願いします。

2 公共施設の利用時間について

【利用時間】全ての村公共施設（学校施設も含む）について、最長で20時までとします。
ただし、閉館時間が20時前の施設は従前の閉館時間といたします。

※火葬場の通夜等については従来どおり22時までとします。

【期 間】令和3年7月12日(月)～令和3年8月22日(日)

【注意事項】①特措法施行令第12条に規定される各措置(下記のとおり)の実施にご協力をお願いします。

- 従業員に対する検査の勧奨
 - 入場をする者の整理等
 - 発熱等の症状のある者の入場の禁止
 - 手指の消毒設備の設置
 - 事業を行う場所の消毒
 - 入場をする者に対するマスク着用周知
 - 感染防止措置を実施しない者の入場禁止(すでに入場している者の退場を含む)
 - 施設の換気
 - 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
- ②感染防止のため、施設の利用規定及び各団体が定めた利用基準を遵守ください。

3 事業者等の皆さまへの休業及び営業時間短縮のお願い

【酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店】

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店の皆さまには、休業にご協力をお願いします。

【上記以外の飲食店】

上記以外の飲食店の皆さまも5時から20時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

【飲食店以外の皆さま】

飲食店以外の皆さまも5時から20時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

【注意事項】①酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店及び飲食店以外の皆さまについては、特措法施行令第12条に規定される各措置(下記のとおり)の実施にご協力をお願いします。

- 従業員に対する検査の勧奨
 - 入場をする者の整理等
 - 発熱等の症状のある者の入場の禁止
 - 手指の消毒設備の設置
 - 事業を行う場所の消毒
 - 入場をする者に対するマスク着用周知
 - 感染防止措置を実施しない者の入場禁止(すでに入場している者の退場を含む)
 - 施設の換気
 - 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
- ②事業者の皆さまには感染防止対策の徹底をお願いします。

4 そのほか

* 村内の小中学校及び高校、保育園は感染防止対策を徹底したうえで、通常に継続します。

* 村内の介護保険事業所は、感染防止対策を徹底したうえで事業を継続します。

* 海水浴場については、密にならない利用とするため、人数制限を行う場合があります。

* 島内での陽性患者発生状況等により、対策が変更となる場合もあります。その場合は、改めてお知らせいたします。

三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部 TEL04994-5-0981

令和3年7月11日現在